㈢　次に掲げる無人航空機に関する事故が発生した場合には、当該無人航空機を飛行させる者は、直ちに当該無人航空機の飛行を中止し、負傷者を救護することその他の危険を防止するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第一三二条の九〇第一項関係）

(1)　無人航空機による人の死傷又は物件の損壊

(2)　航空機との衝突又は接触

(3)　その他国土交通省令で定める無人航空機に関する事故

㈣　(1)から(3)までに掲げる事故が発生した場合には、当該無人航空機を飛行させる者は、当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならないこととした。（第一三二条の九〇第二項関係）

㈤　無人航空機を飛行させる者は、飛行中航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めたときその他㈢(1)から(3)までに掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めたときは、国土交通大臣にその旨を報告しなければならないこととした。（第一三二条の九一関係）

㈥　㈠から㈤までは、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しないこととした。（第一三二条の九二関係）

㈦　無人航空機の検査をする者、無人航空機の装備品又は部品の設計、製造、整備若しくは改造する者等について、国土交通大臣による報告徴収及び立入検査の対象に追加することとした。（第一三四条関係）

㈧　罰則について所要の規定を設けることとした。（第一五七条の六～第一五七条の一一、第一五九条、第一六一条及び第一六二条関係）

二　運輸安全委員会設置法の一部改正関係

1　航空事故とは、次に掲げる事故をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈠　航空法第七六条第一項各号に掲げる事故

㈡　一の9の㈢(1)から(3)までに掲げる事故であって、国土交通省令で定める重大なもの

2　運輸安全委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができることとした。（第一八条第二項関係）

㈠　航空機若しくは無人航空機（以下「航空機等」という。）の使用者、航空機等設計者等（航空機等又は航空機等の装備品若しくは部品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者をいう。以下同じ。）、無人航空機の飛行を行った者、航空事故に際し人命又は航空機等の救助に当たった者その他の航空事故等の関係者（以下「航空事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

㈡　航空機等の使用者、航空機等設計者等の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、航空機等、帳簿、書類その他の事故等に関係のある物件を検査し、又は航空事故等関係者に質問すること。

3　国土交通大臣は、一の3の㈢又は9の㈢若しくは㈣により航空事故等について報告があったとき、又は航空事故等が発生したことを知ったときは、直ちに運輸安全委員会にその旨を通報しなければならないこととした。（第二〇条関係）

三　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正関係

国土交通大臣は、一の1の㈠の航空運送事業基盤強化方針を定めた場合においては、当該航空運送事業基盤強化方針に基づき、予算の範囲内において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七二条第一項の規定により、国管理空港運営権者に対し、当該国管理空港運営権者が実施する特別会計に関する法律附則第二五九条の三第二項に規定する空港整備事業（空港の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業に限る。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることとした。（第九条の二関係）

四　施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、一の1及び三の1の規定は公布の日から、一の3から9まで及び10の一部並びに二の規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（法律第六六号）（厚生労働省）

一　健康保険法の一部改正関係

1　任意継続被保険者に関する事項

㈠　任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保険者（全国健康保険協会及び健康保険組合をいう。2の㈡並びに3の㈠及び㈢において同じ。）に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来するに至った日の翌日から、任意継続被保険者の資格を喪失することとした。（第三八条関係）

㈡　健康保険組合は、任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額（以下この㈡において「資格喪失時標準報酬月額」という。）が当該任意継続被保険者の属する健康保険組合が管掌する全被保険者の前年度の九月の標準報酬月額の平均額に基づいた標準報酬月額（以下この㈡において「平均標準報酬月額」という。）を超える任意継続被保険者について、規約で定めるところにより、資格喪失時標準報酬月額（平均標準報酬月額を超え資格喪失時標準報酬月額未満の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額に基づいた標準報酬月額）をその者の標準報酬月額とすることができることとした。（第四七条第二項関係）

2　傷病手当金に関する事項

㈠　傷病手当金について、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えない期間支給することとされているところ、その支給を始めた日から通算して一年六月間支給することとした。（第九九条第四項関係）

㈡　保険者は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができることとした。（第五五条第二項及び第一二八条第二項関係）

3　保健事業における健康診断等の情報の活用促進に関する事項

㈠　保険者は、被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等（労働安全衛生法に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。以下この3において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができることとした。（第一五〇条第二項関係）

㈡　㈠の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならないこととした。（第一五〇条第三項関係）

㈢　保険者は、保健事業を行うに当たっては、事業者等から提供を受けた被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うこととした。（第一五〇条第四項関係）